

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市山王中園町11番25号

防火対象物の名称 山内ビル

命令を受けた者の氏名 山 内 利 夫

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反している
ので、令和4年8月17日付けで消防法第5条第1項、第5条の3第1
1項および第17条の4第1項の規定に基づき、次の事項を命じたもの
のである。

命令事項

1 避難上必要な施設等の管理関係

令和4年9月22日までに、3階の防火戸前に存置されている木製の
折りたたみ式ベッド等の物品を全て撤去すること。

（消防法第5条の3第1項）

2 消火設備関係

令和4年9月22日までに、共同住宅部分に消火器を3単位3箇所以
上設置すること。

（消防法第17条第1項、消防法施行令第10条、消防法施行規則第6条）

3 避難設備関係

(1) 令和4年9月22日までに、2階および3階の階段室前に設置して
いる避難口誘導灯の消灯を改修すること。

(2) 令和4年9月22日までに、階段室部分に階段通路誘導灯を政令で定める技術上の基準に従い設置すること。なお、建築基準法施行令第126条の4に規定する非常用の照明装置が有効に点灯する場合は不要です。

(消防法第17条第1項、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2第2項第5号、同規則第28条の3)

令和4年8月17日

秋田消防署長
伊藤博之